給与支払者（特別徴収義務者）の所在地・名称変更届出

届出時点の所在地、名称等を記入してください。

B

令和 ○年9月10日 提出	（特別徴収義務者 給与支払者）	所在地	〒 306 － 0631 茨城県坂東市岩井○○○－○	特別徴収義務者指定番号	1 1 1 1 1
		フリガナ	カブシキガイシャ マルマル	担当者連絡先	係：総務課
		名称（氏名）	株式会社 ○○		氏名：坂東 花子
		代表者の職氏名	代表取締役 ○○ ○○		電話：0297-35-○○○○
（宛先） 坂東市長		個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	令和 ○ 年 9 月 1 日

事項	変更前（旧） ※変更項目のみ記入してください。	変更後（新） ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ	イバラキケン バンドウシ ヘタ	イバラキケン バンドウシ イワイ
所在地（送付先）	〒 306 － 0632 茨城県坂東市辺田○○○－○	〒 306 － 0631 茨城県坂東市岩井○○○－○
フリガナ	カブシキガイシャ バツバツ	カブシキガイシャ マルマル
名称（氏名）	株式会社 ××	株式会社 ○○
電話番号	－ － （内線 ）	－ － （内線 ）

変更理由	① ☑ 社名（名称）変更　② ☑ 所在地変更（登記変更有）　③ □ 給与事務担当部署等の移転（登記変更無） ④ □ 送付先変更　⑤ □ 給与事務の統合　⑥ □ 法人化、または個人事業化　⑦ □ 分割 ⑧ □ 合併（消滅会社の指定番号 【 】）　⑨ □ その他 [ ] ◎ ⑤～⑦に該当の場合は、原則として「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。
特別徴収義務者指定番号について	☑ 現在の指定番号を継続して使用する（新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません） □ 新給与支払者の指定番号【 】を使用する⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。 □ 新規に指定番号を取得する⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。

○変更理由および変更後の指定番号の取り扱いについて該当するものを選んでください。

○法人の合併や新設等で法人番号が変更となる場合は新規指定番号の取得が必要です。あわせて給与所得者異動届を提出してください。

※市処理欄		
箇所	□ 電話番号	

【提出先】 〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地 坂東市役所 課税課 市民税係